2023.10.26 文部科学省 障害のある学生の修学支援に 関する検討会

関西大学 学生相談·支援センターの 取組みについて

学事局次長 兼学生相談・支援センター 事務グループ長 神藤 典子

本日の流れ

- 関西大学学生相談・支援センターにおける『障がいのある学生の修学支援 体制』について紹介
- ・ これから支援を始める私立大学において 支援担当となった方々へ 大学全体方針の決定権のある方々へ
- これから支援を始める大学にとっての相談窓口の紹介

関西大学の概要

教学組織

13学部13研究科2専門職大学院

学生数

学部生 27,722名 大学院生 1,951名

教職員数

専任教育職員 748名 専任事務職員 498名

キャンパス

千里山、高槻、高槻ミューズ 堺キャンパス、(梅田キャンパス)

2023年5月現在

センター開設前

- 障がいのある学生は在籍していました。
- 障がいのある学生を支援するための部署はありませんでした。

じゃ、支援はなかったの?いえいえ、ありました。パラリンピック出場の和田さんも在籍していました。

- 授業支援グループのSAがノートテイク (聴覚障がい)
- パソコンの読み上げソフトを使用(視覚障がい)するための部屋やパソコンの提供、等々、各部署、関係者ができることをやっていました。

関西大学学生相談・支援センターの特徴

関大コーディネート術

障がい学生支援コーディネーターと事務職員が車の両輪のように連携協力して動く。
(2人3脚)

大学全体での支援体制の構築

•合理的配慮を決定するための、学生との面談には必ず一度は、学部(研究科)教員と教務事務職員も入る。合理的配慮の内容については、コーディネーターが窓口となり、障がいのある学生の意向を尊重し、学生の所属する学部(研究科)を交えた建設的対話に基づき決定される。配慮依頼文書は、学部長(研究科長)名で発信される。

心理相談室との連携

・心理相談室を傘下に置く ⇒ 体だけでなく心への支援も一つの部署で行う。

センターを運営する管理職の視点から

- 開設前、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、早稲田大学、立教大学等を訪問調査。
- ・ 必要なもの、「規程、センタースペース、コーディネーターと事務職員(ひと)、支援備品等(もの) 支援にかかる予算(かね) |
- 枠組みとして、立教大学の障がい学生支援ネットワークを目標にしたいと考える。
- 多くの大学で、専門職であるコーディネーターあるいは、支援室だけに任せてしまって、うまくいかない例を見てきたことから、**関大コーディネート術**を考える。
- 障がい学生支援コーディネーターは、障がい学生と教職員をコーディネートし、学内事情をよくわかっている事務職員は、コーディネーターを教職員にコーディネートする役割と設計した。
- 一部署でつぶれてしまわないため、**学内キーパーソンを協力者にする**ための方策
- 元々、本学教職員は、学生を支援したいと思っている。これまでも、できる限りの支援を行ってきたという 伝統がある。そういった人々を支援に**どう巻き込むか!!**

管理職の視点から(その1)

開設前、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、早稲田大学、立教大学等を訪問調査。

障がい学生支援のセンターに必要なもの ⇒ 規程、センタースペース、コーディネーターと事務職員(ひと)支援備品等(もの)支援にかかる予算(かね)」

• 枠組みとして、**立教大学の障がい学生支援ネットワーク**を目標にしたいと考えた。

管理職の視点から(その2)

多くの大学で、専門職であるコーディネーターあるいは、支援室だけに任せてしまって、うまくいかない例を見てきたことから、関大コーディネート術を考案。

関大コーディネート術とは

障がい学生支援コーディネーター・・・障がい学生と教職員をコーディネート

学内事情をよくわかっている事務職員・・・コーディネーターを教職員に コーディネートする役割と設計した。

管理職の視点から(その3)

• 一部署で丸抱えしてしまって、支援者がつぶれてしまわないように、**学内キーパーソンを協力者にする**ための方策

元々、本学教職員は、学生を支援したいと思っている。これまでも、できる限りの支援を行ってきたという伝統がある。そういった人々を障がい学生支援業務にどう巻き込むか!!

学生相談・支援センター開設からの歩み (その1)

10年前

2013年 学生相談・支援センター

『障がい学生修学支援』及び『総合相談窓口』という2つの機能を持つ部署として開設された。

2015年 管理職全員への研修実施(東京大学近藤武夫准教授)

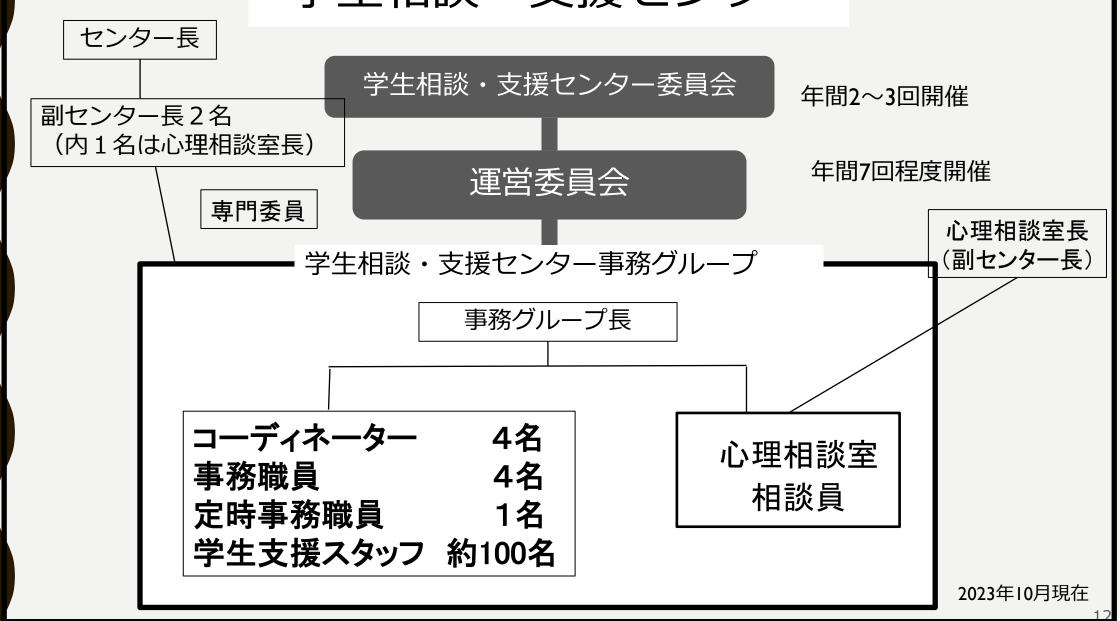
- ・ 障害者差別解消法施行(国)を見据え、学内行政のキーパーソンへの啓発を行い、連携協力を呼び掛ける。
- ・ 一つの部署が担うのではなく、センターはあくまで窓口、ハブであることの説明。**全学支援体制の構築**のはじまり。

学生相談・支援センター開設からの歩み(その2)

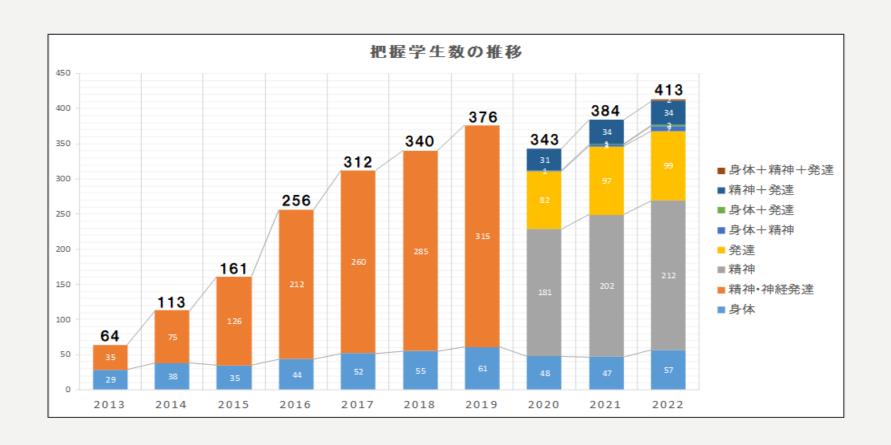
2016年 (国) 障害者差別解消法施行 (関西大学) 障がいのある学生に対する修学支援基本方針 同 ガイドライン制定

2022年「大学におけるユニバーサル社会づくりの実践」授業開講

学生相談・支援センター



障がいのある学生の把握数



関西大学 学生相談・支援センター が10年間取り組んで きたこと

その先にあるもの

- ・ 卒業生が社会に出て実践する
- やがて、社会が変わる

- 障がいのある学生が分け隔てられることなく修学できる環境の整備
- ・ 一人の学生を複数の関係(者)部 署で支援する体制づくり
- かかわる人を増やし、理解者を増やすこと
- 大学全体で人が人を支えあう実践

2024年4月 合理的配慮の提供が義務化

これから支援を始める大学の中で、実は現在行っていることが障がい学生支援の一例である場合も多い。

例えば・・・

これから支援を始める私立大学において

・支援担当となった方々へ

・大学全体方針の決定権のある方々へ

これから支援を始める大学にとっての相談窓口

- ·一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD) https://ahead-japan.org/index.html
- ・日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan) https://www.pepnet-j.org/
- PHED(Platform of Higher Education Disability) https://phed.jp/
- HEAP(Higher Education Accessibility Platform) https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/